

～ 令和4年度 就学援助制度のお知らせ ～

美濃市教育委員会

就学援助制度とは、「経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して学用品費や学校給食費などの就学援助を行う制度」です。申請して、認定された場合は就学援助を受けることができます。

なお、就学援助を受けるためには、毎年度申請して認定を受ける必要があります。

1. 援助を受けることができる世帯

美濃市内に住所を有し、美濃市立の小中学校に通学する（通学予定）児童生徒で次のいずれかに該当する世帯

(1) 要保護世帯

生活保護を受けている、又は生活保護を必要とする状態の世帯

(2) 準要保護世帯

- ① 生活保護の停止又は廃止した
- ② 地方税法第295条第1項の規定により市民税が非課税である
- ③ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険税のいずれかの減免を受けている
- ④ 国民年金法の規定による国民年金の掛金の減免を受けている
- ⑤ 児童扶養手当の支給をうけている
- ⑥ 生活福祉資金の貸付けを受けている
- ⑦ 保護者の職業が不安定で生活が困窮していると認められる世帯、又は、生活に困窮しており学級費、PTA会費等の納入状況の悪い世帯で世帯全員の合計所得額が教育委員会の定める基準以下である認定基準の目安（世帯の状況、年齢等によって基準額は変わります。）

世帯員数	家族構成	所得額の目安
2人	親(35才)1人・小学生(9才)1人の場合	約210万円
3人	親1(35才)人・小学生(9才)1人、中学生(14才)1人の場合	約300万円
4人	両親(40才・35才)・小学生(9才)1人、中学生(14才)1人の場合	約360万円

2. 申請に必要なもの

- (1) 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給申請書（※学校又は教育委員会にあります。）
- (2) 世帯全員の住民票及び令和4年度所得課税証明書（※申請書の同意欄で同意された方は提出の必要はありません。）
- (3) その他、必要に応じ健康保険証及び児童扶養手当の証書の写し等の提出を求める場合があります。

3. 申請受付期間

- (1) 当初受付（令和4年4月から認定） 令和4年1月7日（金）～令和4年4月28日（木）
- (2) 随時受付（令和4年6月以降の認定） 令和4年5月2日（月）～随時受付

※当初受付期間を過ぎて提出された場合は支給額もその分少なくなります。入学準備金は受給できません。

★新入学生入学用品費の前倒し支給（入学準備金）の実施★

新小学1年生及び新中学1年生になる児童生徒が対象で、入学前に新入学学用品費の支給を受けたい方は下記期日までに申請書の提出をお願いします。
認定された場合、入学準備金の支給は令和4年3月上旬を予定しています。

令和4年1月7日（金）～令和4年2月7日（月）

4. 受けられる援助費（援助費は、7月・12月・3月の年3回に分けて支給します。）

項目及び支給額は令和3年度の内容（令和4年度は変更になる場合があります。）

支給する項目	支給額（年額）		備考
	小学生	中学生	
学用品費	11,630円	22,730円	加算有り（小1・中1を除く）
通学用品費	2,270円	2,270円	
新入学児童生徒学用品費	51,060円	60,000円	
校外活動費（宿泊有）※限度額	3,690円	6,210円	
校外活動費（宿泊無）※限度額	1,600円	2,310円	
修学旅行費 ※限度額	22,690円	60,910円	小学6年生・中学3年生のみ
学校給食費	実費相当分	実費相当分	
土幌町交流活動費 ※限度額	26,000円		小学6年生のみ

- ※1 全ての就学援助費が支給されない場合があります。
- ※2 新入学生入学用品費の前倒し支給を受けた場合、入学後の支給はありません。（1世帯1回）
- ※3 新入学生入学用品費の前倒しの申請（受給）をした場合でも入学後の就学援助費（学用品費・学校給食費等）の支給を受けるためには、別途申請が必要です。
- ※4 新入学生入学用品費の前倒し支給が受けられなかった場合でも入学後の就学援助費支給の認定がされた時は入学後に支給を受けることができます。

5. 申請時期と援助開始月（認定時期）

- (1) 当初受付期間内までに申請し認定された場合、4月から援助となります。
- (2) 当初受付期間以降に申請し認定された場合、6月以降の援助となりますので注意してください。
※入学準備金は当初受付（4月まで）のみとなりますのでご注意ください。

6. 申請の提出先

- (1) 在学している児童生徒は、通学している市内小中学校（新中学1年生は入学する市内中学校）
※児童生徒1人に対してそれぞれ申請書の提出が必要です。
ただし、兄弟姉妹が同一校に在学の場合は、1つの申請書にまとめても構いません。
- (2) 小学新1年生は、入学する市内小学校
※ただし、新入学生入学用品費の前倒し支給の申請書の提出は、教育委員会（教育総務課）

<お問合せ>美濃市教育委員会 教育総務課 Tel. 0575-35-2711
住所：美濃市生櫛 88-24